

八王子市電子入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が行う競争入札を電子入札で実施する場合について、必要な事項を定めるものとする。

(電子入札の対象等)

第2条 電子入札で実施する場合は、公告又は指名通知に、電子入札対象案件である旨を明示する。

(入札方法)

第3条 電子入札は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスの電子入札サービス（以下「電子入札サービス」という。）により行うものとする。

(予定価格の登録)

第4条 作成した予定価格は、予定価格を記載した書面を封かんして開札場所に置くことに替えて、あらかじめ電子入札サービスに登録するものとする。

(入札の中断・中止)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当するときは、入札を中断又は中止することができる。

- (1) 天災
- (2) 広域的又は地域的停電
- (3) 電子入札サービスにおけるシステム障害
- (4) 前各号に掲げるもののほか、やむを得ない事由があると認められる場合

(入札の無効)

第6条 次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 電子入札サービスによる電子入札以外の方法で行われた入札
- (2) 入札に参加する資格がない者のした入札
- (3) 所定の日時まで、所定の入札保証金を納付しない者のした入札及び入札保証金に不足のある者のした入札
- (4) 入札締切日時までに、入札書が電子入札サービスのサーバーに到達しないもの
- (5) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名若しくは押印に相当する電磁的記録がなされていないもの
- (6) 電子入札サービスの画面上に示された文字種、文字数、記入例その他の指定に従わないで入力した入札
- (7) 電子入札サービスにおいて、入力が必要な項目を入力せず、又は不要な項目を入力した入札
- (8) 電子入札サービスの不正利用又は電子証明書の不正利用により行った入札
- (9) 事前に予定価格を公表している場合において、予定価格を超える金額での入札

- (10) 事前に最低制限価格を公表している場合において、最低制限価格を下回った金額での入札
- (11) 明らかに連合によると認められる入札
- (12) 案件ごとに公告等において無効と定めた事項に該当する入札
- (13) 八王子市の契約からの暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けた者の入札書
- (14) 再度入札において、初度入札における最低制限価格未満の入札金額を除いた最低入札金額以上の金額での入札
- (15) 発注図書を受領しなかった者の入札
- (16) 前各号のほか、特に指定した事項に違反したもの

(開札)

第7条 開札は、あらかじめ指定した日時に電子入札サービスにより行うものとする。この場合において、入札者及び当該入札事務に関係のない市職員の立ち会いは要しないものとする。

(くじによる落札者の決定)

第8条 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、電子入札サービスのシステムによるくじで落札者を決定する。

(落札者の決定)

第9条 同日に開札が2件以上ある場合は、開札順で落札者を決定する。

(入札結果の通知)

第10条 落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合は名称）及び金額を、落札者が無いときは、その旨を電子入札サービスで入札者に知らせる。この場合において、落札者となった者には、電子入札サービスで落札者となった旨を通知する。

(実施細目)

第11条 この要領並びに工事請負等競争入札参加者心得（電子入札用）及び物品契約等競争入札参加者心得（電子入札用）に定めるほか、電子入札の実施に関して必要な事項は、契約課長が別に定める。

附則

この要領は、平成18年9月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。